



水田岡山弁護士会会長と市長（写真上）。藤井県行政書士会会長と市長（写真下）。固い握手で連携を誓った

地震などの大規模災害発生時に、被災者を対象とした法律相談を実施するとして「災害時における法律相談業務に関する協定」を、市と岡山弁護士会が締結しました。

1月30日、市役所で岡山弁護士会の水田美由紀会長と市長が協定書に署名・押印。市長は、「被災者に対して

する権利擁護など、支援の後半部分を担った経験がない。有事の際には力を貸していただきたい」とあいさつ。水田会長は、「弁護士は、不安に思う人のそばに寄り添い、新たな一歩を踏み出すためのアドバイスをするのが業務。私たちから駆け付け、少しでも被災者が前向きになれば」と述べました。

締結した協定では、災害発生時に市から岡山弁護士会に対して被災者への法律相談会の実施を要請。市が指定する避難所などで岡山弁護士会が開設する相談場所に、所属の弁護士を派遣することと

4月1日から 市指定金融機関が変更されます

2月臨時市議会

2月2日、2月臨時市議会が開催され、議案1件を上程。原案どおり可決されました。

上程された議案は、指定金融機関の変更に関するもの。4月1日から市の公金収納と支払事務を取り扱う指定金融機関が、株式会社中国銀行から吉備信用金庫に変更されます。

問い合わせ 会計課（☎8206）



災害協定

岡山弁護士会、県行政書士会と協定締結

大規模災害時における、相談などの迅速な受付体制を整備

問い合わせ 危機管理室（☎8599）

水道料金の算定方法が変わります



■水道料金と公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料（山手地区・清音地区）

平成29年度1期（5月請求分）から料金の算定期間について、基本料金と給水料金を統一して算定する方法へ変更します。

これに伴い2月28日以前から使用している人については、平成29年度1期の基本料金を請求しません。

◆現在の算定期間

これまでは、基本料金と使用した水量に応じて加算される給水料金に1期分の差がありました。

期別	平成28年度6期	平成29年度1期	平成29年度2期
請求月	3月	5月	7月
基本料金	2～3月分	4～5月分	6～7月分
給水料金	12～1月分	2～3月分	4～5月分

1期分の差がある

◆変更後の算定期間

変更後は、基本料金と給水料金の算定期間を統一して請求します。平成29年度2期分から基本料金と給水料金を統一するため、平成29年度1期の基本料金は請求しません。

期別	平成28年度6期	平成29年度1期	平成29年度2期
請求月	3月	5月	7月
基本料金	2～3月分	請求しません	4～5月分
給水料金	12～1月分	2～3月分	4～5月分

平成29年度2期分から統一

■農業集落排水処理施設使用料（総社地区）

水道料金などと算定期間を統一するため、平成29年度1期の請求は行いません。

問い合わせ ■水道料金に関すること：上水道課業務係（☎8326）

■公共下水道・農業集落排水処理施設使用料に関すること：下水道課下水道係（☎8322）

■水道料金などの納付は口座振替が便利

口座振替依頼書は市内金融機関、市役所、各出張所の窓口にあります。

依頼書に必要事項を記入・押印し、指定の金融機関窓口へ提出してください。

偶数月の20日までに金融機関へ提出していただくと、次の請求から口座振替となります。

【例】5月の水道料金の口座振替に間に合わせるためには、4月20日までに提出していただくことになります。



口座振替依頼書

■水資源を大切に

市には、10か所の自己水源（井戸）がありますが、場所によっては渇水期に地下水の水位が低下し、揚水量が減少しています。

渇水期でも安定供給を行うため、県広域水道企業団から受水することで、ある程度の水量を確保していますが、水資源には限りがあります。

各家庭などにおいても節水にご協力ください。